

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9の2の4-5	資料番号	1-1	担当課	循環型社会推進課
<p>(根拠規定)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例)</p> <p>第九条の二の四</p> <p>5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>第九条の二の四 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収（廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>(熱回収施設の技術上の基準)</p> <p>第五条の五の六 法第九条の二の四第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 第四条に規定する基準（当該熱回収施設に係るものに限る。）に適合していること。</p> <p>二 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあつては、発電機が設けられていることをもつて足りる。</p> <p>三 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。</p> <p>四 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。</p> <p>(熱回収施設を設置している者の能力の基準)</p> <p>第五条の五の七 法第九条の二の四第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p>							

		資料番号	1-1	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9の2の4-5	不利益処分の種類	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設の認定の取消し
<p>一 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。</p> <p>イ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。</p> <p>ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。</p> <p>二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。</p> <p>第四条 法第八条の二第一項第一号（法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>二 削除</p> <p>三 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>四 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p> <p>五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。</p> <p>六 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。</p> <p>七 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p> <p>ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。</p> <p>(1) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。</p> <p>(2) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。</p> <p>(3) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(4) 燃焼ガスの温度を速やかに（1）に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p> <p>(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。</p> <p>ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p>					

		資料番号	1-1	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9の2の4-5	不利益処分の種類	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設の認定の取消し
<p>ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。</p> <p>ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。</p> <p>リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。</p> <p>(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。</p> <p>(2) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>(イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。</p> <p>(ロ) 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>(イ) 焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。</p> <p>(ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。</p> <p>ヌ 固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること。</p> <p>ル 固形燃料を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 常時換気することができる構造であること。</p> <p>(3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。</p>					

		資料番号	1-1	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9の2の4-5	不利益処分の種類	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設の認定の取消し
<p>フ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ワ 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>カ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(5) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その</p> <p>ハ ガス化改質方式の焼却施設及び製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設（以下「電気炉等を用いた焼却施設」という。）にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号チからカまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。</p> <p>(イ) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。</p> <p>(ロ) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(2) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。</p> <p>(イ) ごみのガス化によつて得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(ロ) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(ハ) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>					

		資料番号	1-1	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9の2の4-5	不利益処分の種類	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設の認定の取消し
<p>(3) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(4) 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度（(4)のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(6) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。</p> <p>ロ 電気炉等を用いた焼却施設にあつては前号へ及びりからカまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあつては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては焼鉦とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(2) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。</p> <p>(3) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。</p> <p>(4) 集じん器に流入するガスの温度（(5)のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(5) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>九 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第七号リの規定の例による。</p> <p>十 高速堆(たい)肥化処理施設にあつては、発酵槽(そう)内の温度及び空気量を調節することができる装置が設けられていること。</p> <p>十一 破碎施設にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。</p> <p>ハ 爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。</p> <p>十二 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 運搬によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器等が設けられていること。</p> <p>ロ 管路の点検補修のための設備が設けられていること。</p> <p>ハ 十分な容量を持つ貯留設備が設けられていること。</p>					

		資料番号	1-1	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9の2の4-5	不利益処分の種類	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設の認定の取消し
<p>十三 選別施設にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 再生の対象とする廃棄物を容易に選別できるものであること。</p> <p>ロ 選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。</p> <p>十四 固形燃料化施設にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 次の要件を備えた破砕設備が設けられていること。</p> <p>(1) 投入する廃棄物に破砕及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。</p> <p>(3) 爆発による被害を防止するために必要な防爆装置又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。</p> <p>ロ 固形燃料化の対象とする廃棄物を容易に選別できる選別設備が設けられていること。</p> <p>ハ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を乾燥室に投入することができる供給装置が設けられていること。</p> <p>ニ 次の要件を備えた乾燥設備が設けられていること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた乾燥室が設けられていること。</p> <p>(イ) 乾燥室内を廃棄物の乾燥に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。</p> <p>(ロ) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(2) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p> <p>ホ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。</p> <p>ヘ 廃棄物に薬剤を添加する場合にあつては、廃棄物と薬剤とを十分に混合することができる薬剤添加設備が設けられていること。</p> <p>ト 定量ずつ連続的に廃棄物を成形設備に投入することができる供給装置が設けられていること。</p> <p>チ 次の要件を備えた成形設備が設けられていること。</p> <p>(1) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さに成形できるものであること。</p> <p>(2) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。</p> <p>リ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。</p> <p>(1) 固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。</p> <p>(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。</p>					

			資料番号	1-1	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9の2の4-5	不利益処分の種類	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設の認定の取消し	
<p>又 固形燃料の保管設備を設ける場合は、第七号ルからカまでの規定の例によること。この場合において、第七号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。</p> <p>十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。</p> <p>第五条の五の五第一項第四号ハ</p> <p>次の算式により算定した年間の熱回収率</p> $A = (E \times 3600 + H - F) / I \times 100$ <p>この式において、A、E、H、F及びIは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>A 熱回収率（単位 パーセント）</p> <p>E 熱回収により得られる熱を変換して得られる電気の量（単位 メガワット時）</p> <p>H 熱回収により得られる熱量からその熱の全部又は一部を電気に変換する場合における当該変換される熱量を減じて得た熱量（単位 メガジュール）</p> <p>F 廃棄物以外の物であつて燃焼の用に供することができるもの（第五条の五の七及び第十二条の十一の七において「燃料」という。）を熱を得ることに利用することにより得られる熱量（単位 メガジュール）</p> <p>I 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量（単位 メガジュール）</p>						